

# 最近の審判決・判定の紹介

－注意を引く部分の観点から－

平成 23 年度 意匠委員会（第 2 委員会）改正法・審査基準部会

折居 章, 野村 慎一, 佐藤 英二, 山本 典弘, 松本 尚子,  
小暮理恵子, 松橋 純裕, 池田 恭子, 安彦 元

## 目次

### はじめに

1. 天井埋め込み灯事件（無効 2010-880011）  
担当：折居 章委員
2. 椅子用座事件（判定 2010-600015）  
担当：野村 慎一委員
3. タイルカーペット事件（無効 2010-880013）  
担当：佐藤 英二委員
4. 空調装置用膨張弁事件（無効 2010-880005）  
担当：山本 典弘委員
5. 部品収納ケース事件（判定 2010-600062）  
担当：松本 尚子委員
6. フック付親綱緊張具事件（判定 2010-600055）  
担当：小暮 理恵子委員
7. オストミーパOUCH固定用ベルト事件（判定 2010-600068）  
担当：松橋 純裕委員
8. 浄水器事件（無効 2010-880008）  
担当：池田 恭子委員
9. 双眼鏡事件（不服 2010-665）  
担当：安彦 元委員

### はじめに

平成 23 年度の意匠委員会第 2 委員会改正法・審査基準部会では、年度を通じての審判決・判定の検討はなかったが、平成 23 年 12 月頃から審判決・判定の検討をしたのでその検討結果をごく限られた内容ではあるがご紹介する。

意匠委員会では、平成 22 年度の第 3 部会がパテント誌 2 月号で纏め上げた「意匠の類否判断における人的基準に対する考察」にあるように審判決・判定の検討においてここ数年間の継続テーマとして、意匠の類否判断における人的基準に対する考察を行っている。それは、意匠法第 24 条 2 項との関係において、審決・判決における意匠の類否判断の手法に変化が生じてきたのかどうかを検証することを主眼として、主に意匠の類否判断に絡む審判決を、判断主体並びに先行意匠

の参酌の有無の観点から検討されたものである。

今回の検討においてもその点について注目したが、昨年度のパテント誌 2 月号でも纏められたように類否判断で需要者の立場（具体的には施工業者・取引業者等）の見方が大きなウエイトを占めているものもあり、事件にもよるが、その判断手法は定着しつつあるように思われる。

一方、特許庁の審査基準 22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法の中で判断主体が直接的に関係する基準としては（4）形態の共通点及び差異点の個別評価の（i）対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価の（c）物品の特性に基づき観察されやすい部分か否かの評価があると思われる。そこには「意匠には、視覚観察を行う場合に観察されやすい部分、観察されにくい部分が存在する。共通点及び差異点における形態が観察されやすい部分の形態であれば、注意を引きやすいといえる。観察されやすい部分は、意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能、その大きさ等に基づいて、（1）意匠に係る物品が選択・購入される際に見えやすい部位か否か、（2）需要者（取引者を含む）が関心を持って観察する部位か否かを認定することにより抽出する。ただし、このようにして抽出される部分であったとしても、その形態が機能的必然性のみに基づくものであった場合には、意匠的特徴としては考慮しない。」とある。

そして、上記（4）形態の共通点及び差異点の個別評価には「各共通点及び差異点における形態が（i）及び（ii）の観点からみてどの程度注意を引くものなのかを検討することにより、各共通点及び差異点が意匠全体の美感に与える影響の大きさを判断する。」とある。

上記審査基準だけで考えても、「判断主体が需要者とされているか、そしてその需要者が一般需要者なの

か、施工業者や取引業者なのかによって、検討しようとする部位（形態の共通点、差異点）が上記(2) 需要者（取引者を含む）が関心を持って観察す部位か否かを認定する際に影響するものと思われる。さらに（i）対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価は当該（c）を含め（a）～（e）の評価手法が記載されている。

そこで今回の検討においては、各事件でその判断主

体の注意を引く部分が検討されていればそれがその（i）対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価にどう影響したのか。また、判断主体の注意を引く部分が検討されていない事件では（i）対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及び評価はどう行われたのか等を主なテーマとすることとした。

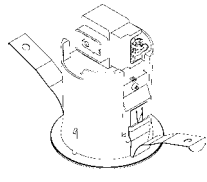
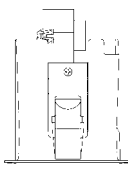
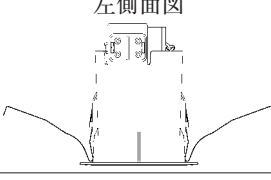

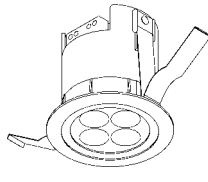
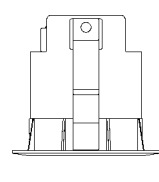
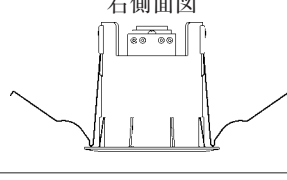

## 参考

今回の原稿は以下の事件から選択された。

種類	審決番号	登録番号	意匠に係る物品	種類	審決番号	登録番号	意匠に係る物品
無効	2009-880009	登録 1255993 号	壁掛け用パネル	無効	2010-880011	登録 1381568 号	天井埋め込み灯
無効	2007-880017	登録 1310310 号	人形	無効	2010-880013	登録 1289529 号	タイルカーペット
無効	2010-880006	登録 1380545 号	空気圧機器用消音器	無効	2010-880007	登録 1381594 号	ショックアブソーバ
判定	2010-600022	登録 1139028 号	圧力なべ	判定	2010-600055	登録 1110606 号	フック付親綱緊張具
判定	2010-600062	登録 1093142 号	部品収納ケース	判定	2010-600041	登録 1329962 号	家具用取手
無効	2010-880004	登録 1226306 号	スロットマシン	無効	2010-880019	登録 1393583 号	感染性廃棄物処理容器
判定	2010-600068	登録 1356160 号	オストミーパOUCH固定用ベルト	無効	2011-880001	登録 1396663 号	衣料用ハンガー
無効	2010-880008	登録 1384352 号	浄水器	無効	2010-880005	登録 1380365 号	空調装置用膨張弁
判定	2011-600016	登録 1370671 号	短靴	不服	2010-8212	登録 1400379 号	配管用保護キャップ
判定	2010-600038	登録 1201243 号	靴収納具	不服	2010-5755	登録 1399269 号	デジタルカメラ
不服	2010-9433	登録 1404117 号	ケーブル付き電気コネクタ	不服	2010-708	登録 1398853 号	コンロ付き流し台
不服	2010-10277	登録 1403397 号	はさみ	不服	2010-5577	登録 1400227 号	ハードディスクレコーダー付き
不服	2010-10276	登録 1403717 号	包装用容器の注出口	不服	2010-86	登録 1398630 号	いす
不服	2010-754	登録 1403324 号	プリンター	不服	2010-1015	登録 1398629 号	包装用瓶
不服	2010-13696	登録 1403789 号	スイッチ	不服	2009-23025	登録 1397776 号	おたま
不服	2010-6828	登録 1404145 号	コーヒーメーカー	判定	2010-600002	登録 1277223 号	資料撮像装置
不服	2010-5560	登録 1404233 号	排水管継ぎ手	判定	2010-600007	登録 1287461 号	アルバム
不服	2010-5561	登録 1404234 号	排水管継ぎ手	判定	2010-600015	登録 1317461 号	椅子用座
不服	2010-11381	登録 1404106 号	洋はさみ	不服	2010-2573	登録 1397602 号	配線用遮断器
不服	2010-14337	登録 1403472 号	衛生用マスク	不服	2010-2574	登録 1397766 号	配線用遮断器
不服	2010-7899	登録 1402843 号	自動車用シート	不服	2010-2152	登録 1397140 号	注射剤用バッグ
不服	2010-7061	登録 1403126 号	紫外線照射器ヘッド	不服	2010-2940	登録 1397511 号	ミニスピーカボックス
不服	2010-5994	登録 1404235 号	ミシン	不服	2010-702	登録 1397599 号	ケーキ
不服	2009-22971	登録 1402647 号	オートバイ	無効	2008-880022	登録 1300582 号	ゴルフボール
無効	2009-880013	登録 1292128 号	プーリー	不服	2010-703	登録 1397598 号	ケーキ
不服	2010-10556	登録 1401716 号	バラソル	不服	2009-23584	登録 1397021 号	電気脱毛器
不服	2010-7702	登録 1400900 号	貼り薬	不服	2010-4199	登録 1397514 号	カメラモジュール
無効	2010-880003	登録 1369917 号	飲料容器用栓体	不服	2010-3660	登録 1396764 号	光ディスクドライブ用モータ
不服	2010-7333	登録 1401804 号	ゴルフティー	不服	2010-665	登録 1397410 号	双眼鏡
不服	2010-8710	登録 1401276 号	はさみ	不服	2010-4200	登録 1397747 号	カメラモジュール
不服	2009-23193	登録 1402130 号	椅子用座	不服	2010-3690	登録 1396486 号	ヒータ用温度調節器
不服	2010-6619	登録 1400374 号	包装容器	不服	2009-22126	登録 1396766 号	衣料用処置具
不服	2010-8214	登録 1400549 号	配管用保護キャップ	不服	2010-2808	登録 1396884 号	自動車用ステアリングホイール
不服	2010-7874	登録 1399602 号	自動車用フロアマット				

（以上 作成 折居 章）

【1. 天井埋め込み灯事件（無効 2010-880011）】

		本件登録意匠 斜視図  正面図  左側面図  底面図 	甲第3号証 斜視図  正面図  右側面図  底面図 	公知意匠の参酌	注意を引く部分
一致点	A	全体の構成について、本体部を略円筒状とし、本体左右から張り出す一对の帯状板バネを略逆「ハ」の字状に設け、本体下面を光源部とし、本体部上面に端子台を設けた構成とした点		○	×
	B	光源部について、①細幅のリング状化粧枠を外周方向に薄くなる斜面状に形成し、②化粧枠の内側に設けられた円形状透明板に、略碗状反射面を4つ蛇の目状に円形透明板に接して設けた点		○	×
	C	本体部について、①周面を、本体部上面の端子台を圍繞するように本体部上面より高く延設し、②複数の矩形状切り欠き部を設けた点		△	×
	D	端子台について、略直方体状の端子台を中央からずらしてバネと平行に配した点		○	×
相違点	a	光源部：①化粧枠の内周縁部に僅かな段差の斜面部を、その内側にさらに細い平坦部を形成	①化粧枠の幅の略2分の1となる平板状部を形成	-	△
		②略碗状反射面の底部にドーム状の発光ダイオードを配した態様	②底面視円形の発光ダイオードを有する略長方形の基台部を、板バネ部と平行に設けた略碗状反射面の底部水平面中央には横向きに、垂直に設けた略碗状反射面の底部水平面中央には縦向きに配した態様	-	×
	b	本体部：①直径対周面全体の高さを略1：1としている	①直径対周面全体の高さを略5：6としている	-	×
		②端子台の高さの略5分の2の高さまで周面を延設し、周面全体の高さの略5分の1を延設部とし、左右と正面左寄りの3箇所切り欠き部を設けることにより、大・中・小の3種類の延設部が形成され、左右の切り欠き部における延設部端部は、平面視で略直角三角形状にあらわれる厚みを設け、その左右の切り欠き部が設けられた位置に板バネを配している	②端子台の高さと略同じとする高さまで周面を延設し、周面全体の高さの略10分の2.7を延設部とし、前後2箇所同幅の切り欠き部を設け、切り欠き部の幅と同幅とする延設部を端子台の左右に設け、その厚みは一定とし、左右の延設部上部に板バネを配している	×	○
		③光源部から周面全体の高さの略4分の1までを上方に向かって窄まる態様とし、それ以降を上方に向けて末広がりの態様とするもので、正面側の左右方向中央に、下面から周面全体の高さ略4分の1の筋状のリブを1つ、背面側の左右方向中央に、下面から周面頂部に及び筋状のリブを1つ有している	③全体を略垂直状とし、光源部から周面全体の高さの略4分の1の径をわずかに太く、それ以降の径をわずかに小さくし、それぞれを垂直状とし、その太径部に、同じ高さの筋状のリブを8本均等の配している	-	△
	c	板バネ留め部周辺：左右の切り欠き部下方に板バネ留め部を連続して設け、これにより、切り欠き部の高さが周面全体の高さの略5分の4に及ぶように見えるものとし、板バネ留め部となる切り欠き部下方の周面を、頂部から垂直平板状とし、下端を外周に向けて斜面状に張り出すことで縦長長方形凹部を形成して、板バネの本体側取付片配置部とし、その取付片は、端子台が設置された本体部上面板から垂下状に延伸された、切り欠き部と同幅の長方形薄板とするもので、左右の切り欠き部から張り出させ、上部を本体とネジ留めし、その下方に斜面部を一段形成したうえで垂直面を設け、その略中腹に板バネ留め部を設けた態様	左右の延設部上部に、帯状板バネの幅に合わせた枠部を設け、そこに帯状板バネを詰め込ませた態様	×	○
	d	端子台：平面視略横長直方体状とし、本体部上面の後方に配している	平面視で僅かに縦に長い略直方体とし、本体部上面の前方に配している	-	×

1. 審決等の種別：無効審判
2. 審決日：平成 23 年 3 月 25 日
3. 事件番号：無効 2010-880011
4. 意匠に係る物品：天井埋め込み灯
5. 結論：請求不成立（非類似）
6. 人的基準：施主，工事発注者
7. 公知意匠：あり
8. 審決等の要約

（1）本件登録意匠（意匠登録第 1381568 号）とその出願前に頒布された刊行物である甲第 3 号証（意匠登録第 1325525 号）の意匠との類否について

審判官は、本件登録意匠と引用意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに登録されたものである引用意匠の出願前の公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、本件登録意匠と引用意匠とが、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することを要すると判断している。

#### <一致点の評価>

・一致点 A 「全体の構成」、一致点 B 「光源部」、一致点 C 「本体部」、一致点 D 「端子台」については、公知意匠がそれぞれ別々に知られているところである（C 「本体部」は、引用意匠の出願前公知のものではない。）が、各部の態様が相俟って構成された態様についてみると、両意匠の出願前には、（A）（全体構成）から（D）（端子台）までのすべてが一致する公知意匠はないと認定している。

したがって、本件登録意匠と引用意匠には、引用意匠の出願前にはなかった（C）（本体部）の態様に加え、一致点として揚げた（A）ないし（D）の要素を併せ持つ点において、一致点だけをみれば、本件登録意匠は、引用意匠の特徴を有していると一応見ることができると認定している。

#### <相違点の評価>

・相違点 a ①の「光源部」は、光源部における細幅の化粧枠の態様が一致しているとはいえ、設置した際に視認できる部分であることから、類否判断に一定の影響を与えるものということができると認定する一方、a ②の発光ダイオードを有する基台部の態様の相違は、略碗状反射面の底部という奥まった部分で、面積も小さいことから、意匠全体の中では埋没する程度の

ものであると認定している。

・相違点 b ①の「本体部」は、それほど大きな相違ではなく、各部の構成に比べ、類否判断に与える影響は小さいが、相違点 b ②の「本体部」の端子台を圍繞する延設部の態様は、相違点 c の板バネ留め部周辺の態様における相違点と相俟って、本件登録意匠の左右の切り欠き部が下方に連続して切り欠き部の高さが周面全体の高さの略 5 分の 4 に及ぶように見えるものである点からも、引用意匠とは異なる視覚的效果を有すると認定している。

・相違点 d の「端子台」における配置等の態様の相違は、意匠全体からみれば部分的なものに過ぎず、類否に与える影響は小さいと認定している。

#### <結論>

審判官は、一致点の態様を具体的にみると、相違点があり、とりわけ、延設部における（b-2）及び板バネ留め部周辺における（C）の相違点は顕著であり、設置後には視認されない部分であるが、このような埋め込み型の照明器具は、一般需要者が購入して自ら取り付けるようなものではなく、専門業者が施工するという使用態様を考慮すれば、需要者を施主ないしは工事発注者という一般需要者よりも広く施工業者や流通業者まで含めてとらえるべきであり、延設部や板バネ留め部周辺といった、施工の安全性、容易性等に影響を及ぼす部位の具体的態様まで注意を惹くので、類否判断に大きな影響を与えるものであると判断した。また、相違点 a ①及び b ③については、それらのみでは両意匠の類否判断に与える影響は小さいが、上記相違点に係る態様と相俟って、意匠の類否判断に影響を与えるものであるから、これらの相違点に係る態様が相乗して生じる視覚的な効果は、両意匠の類否判断を左右するに十分なものであると判断した。

すなわち本件登録意匠は、引用意匠の新規な創作部分に係る態様を一定程度有しているが、そのまま表わしたものではなく、独自の新たな創作部分が加わることで、需要者の注意を惹く部分における意匠の外観が変更され、異なる視覚的效果が形成され、意匠全体としてみた場合、異なる美感を起こさせるものとなっている。

したがって、両意匠は、意匠に係る物品が一致するが、その形態については、両意匠の一致点が類否判断に大きな影響を及ぼすものではないのに対し、相違点が類否判断に及ぼす影響は大きいので、類似するとい

うことはできないと判断した。

## 9. コメント

### (1) 全体について

(ア) 本審決は、一致点及び相違点を認定した後、これらの点が先行意匠（公知意匠等）との比較から注意を引くものであるか、それらの部位が物品の特性等に基づき注意を引く部位なのかを総合判断しているようである。しかし、より詳細に見ると審決の第4当審の判断では、一致点の検討では先行意匠（公知意匠等）が参酌されているが、相違点の検討には先行意匠（公知意匠等）が殆ど参酌されていない（請求人の主張は認められていない）。物品の特性等に基づき注意を引く部位なのかについては、逆に一致点の検討では言及されていないが相違点では言及されている。その理由は判らないが、一致点では先行意匠との比較が先に行われ、(A) から (D) までのすべてが一致する態様を除き、本件登録意匠を含めた意味での新規な創作が無いと判断されたことが影響したのかもしれない。

(イ) また、一致点 (A) ～ (D) の全てを備える態様の注意を引く程度の検討については、審決での直接的記載はないが「本件登録意匠は、引用意匠の新規な創作部分に係る態様を一定程度有しているが、…独自の新たな創作部分が加わることで、…意匠全体としてみた場合、異なる美感を起こさせるものとなっている。」とあるところを見ると、全てを備える態様による注意を引く程度は、個々の態様（一致点、相違点）による注意を引く程度より特に顕著であるとは判断できなかったものと思われる。

### (2) 個別について

(ア) 需要者について：審決では、特に相違点 b ②及び板バネ留め部周辺における相違点 c において、需要者を施主ないしは工事発注者という一般需要者よりも広く施工業者や流通業者まで含めてとらえるべきとしている。一般需要者がどう判断するかについてはわずかに相違点 a ①の「光源部」で触れている程度であるが、本件のように「天井埋め込み灯」においては其の

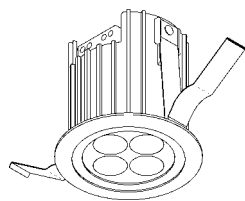
製品なりの選択において一般需要者の要望は一定程度尊重されるのが実情ではないかと思われ、施工業者や流通業者もその判断を無視できないと思われる。

(イ) 対比観察した場合に注意を引く部分か否か認定及び評価について：①意匠に係る物品が選択・購入される際に見えやすい部位か否かという点でいえば、例えば実際の商品カタログ（乙第3号証）を見ると小さい全体図があるとはいえ、取付後の写真がメインであり、室内から見える部位が選択・購入される際に見えやすい部位となるものと思われる。②需要者（取引者を含む）が関心を持って観察する部位か否かという点では、需要者を施工業者・取引者とする本体部、板バネ留め部周辺、端子台などが関心のある部位となるようにも思えるが、照明は室内装飾でもあり、一般需要者が注目する部位についてもう少し検討してもよかつたような気もする。

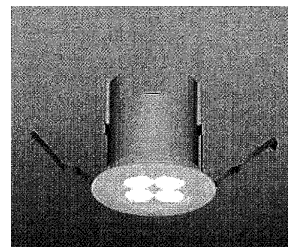
(3) 結局、類否の決め手になったのは、設置後には視認されない部分であるが、施工の安全性、容易性等に影響を及ぼす部位であり、需要者である施工業者や流通業者が関心を持つ部位であって、対比観察した場合に注意を引く部分と認定及び評価された「本体部の周面の高さの違い」と本件登録意匠が「左右の切り欠き部下方に板バネ留め部を連続して設け、これにより、切り欠き部の高さが周面全体の高さの略5分の4に及ぶように見える」点が相違点として有ったことによるものと思われる。

(4) 尚、引例意匠の関連意匠と公知意匠4（本件登録意匠の出願日前の公知例であるが、引用意匠の出願前公知のものではない。）を参考のために示す。

意匠登録第 1326076 号



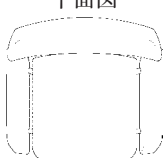


公知意匠 4



(以上 作成 折居 章)

【2. 椅子用座事件（判定 2010-600015）】

	本件登録意匠（抜粋）	イ号意匠（抜粋）	公知意匠の参酌	注意を引く部分
	<p>正面図</p>  <p>右側面図</p>  <p>平面図</p>  <p>参考斜視図</p> 			
共通点	A	全体は、それぞれやや肉厚の略方形板体の座部、手摺り部及び背凭れ部とで構成され、座部の左右両側に、下端が座部の底面位置にはほぼ揃えて上方へと立ち上げる手摺り部を設け、その左右両側の手摺り部の上面後端に、背凭れ部の下面両端が載るように背凭れ部を架け渡した点	○	△
	B	座部を、平面視略正方形状で、他の手摺り部及び背凭れ部よりやや肉厚とし、前面を、前方に僅かに膨出する緩やかな湾曲面状として、手摺り部の前縁より前方へ突出させた点	○	△
	C	左右両側の手摺り部を、左右対称形とし、正面視上方へ従いそれぞれ外方向へと僅かに傾けて、手摺り部間の横幅を漸次拡幅し、各手摺り部の側面視、やや横長の略隅丸長方形状の、前辺及び後辺を、それぞれほぼ平行に、上方へ従いやや後方に傾く傾斜とし、上辺を、上方に極僅かに膨出する極緩やかな弧状の前上がりの傾斜とし、前辺と上辺との角部を、大きな円弧状の丸味を形成して前辺と上辺とを滑らかに繋げた点	○	△
	D	背凭れ部を、正面視横幅が縦幅の約2倍強とする略隅丸長方形状とし、平面視、板体の中央部分が後方へと僅かに凹む緩やかな弧状とし、側面視、背凭れ部の左右両端が手摺り部の背面からほぼ面一状に上方へ延伸するように、上方へ従いやや後方に傾く傾斜とした点	○	△
差異点	a	背凭れ部の正面視形状：左右両側辺を、それぞれ外方に極僅かに膨出する極緩やかな弧状にして、上方へ従い互いに内側方向へとやや傾けて窄め、上辺を、上方に極僅かに膨出する極緩やかな弧状とし、上辺と左右両側辺にかけて略台形状とし、下辺を、中央部分の背凭れ部横幅の約半分強の広い範囲に渡って、下方にやや大きく凸弧状に膨出して、続く左右両端へとそれぞれ極緩やかな凹弧状に反転して滑らかに繋げた波形状とし、さらに、それら各面を繋ぐ角部を、小隅丸としている	○	○
	b	背凭れ部の上面から左右両側面にかけての面形状：平坦面状として、前後面との角部を小丸面状として角張らせている	○	○
	c	手摺り部の上面から前面にかけての面形状：平坦面状とし、内外側面との角部を小丸面状として角張らせている	○	○
	d	手摺り部と座部との接合形状：手摺り部と座部とが、僅かに離れて分離し、手摺り部と座部との間に隙間を形成し、その隙間より、手摺り部と座部とを固着させる2本の丸パイプが覗ける	×	△
	e	座部の上面：上面の中央部分が上方に極僅かに膨らむ湾曲面状	△	△

1. 審決等の種別：判定

2. 審決日：平成 22 年 8 月 12 日

3. 事件番号：判定 2010-600015

4. 意匠に係る物品：椅子用座

5. 結論：属しない（非類似）

6. 人的基準：需要者

7. 公知意匠：あり

8. 審決等の要約

<共通点の評価>

・共通点 A 「全体形状」、共通点 B 「座部形状」、共通点 C 「手摺り部形状」、共通点 D 「背凭れ部形状」については、この種椅子の分野において、種々の公知意匠

に示されるように、公然知られたものである、極普通に見られる公然知られたものである、広く公然知られたものであるため、需要者の注意を惹くものではないと認定している。

#### <差異点の評価>

・差異点aの「背凭れ部の正面視形状」については、背凭れ部は椅子用座の上部の視覚的に目立ちやすい部位にあるとした上で、上辺から左右両側辺にかけての形状及び下辺形状の差異によって、両意匠は背凭れ部の構成が異なるものと言え、ましてや本件登録意匠の背凭れ部の正面視形状については、この種椅子の分野においては、公知意匠に示されるように公然知られたものであり、格別特徴的な形状ともいい難く、両意匠の正面視形状を容易に一括りにできるものではなく、この正面視形状の差異は、需要者にとって背凭れ部の構成の差が明確に視認されて、類否判断に及ぼす影響が大きいものというべきであると認定している。

・差異点bの「背凭れ部の上面から左右両側面にかけての面形状」、差異点cの「手摺り部の上面から前面にかけての面形状」については、それぞれいずれの形状もこの種椅子の分野において例示するまでもなく公然知られたものであるとしても、背凭れ部の上面から左右両側面にかけては直接手で触れる機会が多く、手摺り部にしても、手や肘が直接触れる部分であり、いずれも需要者の注視するところであり、本件登録意匠の背凭れ部及び手摺り部とも、平坦面状として、続く側面等との角部を角張らせたものと、イ号意匠の角張りの無い丸面状としたものとは、その視覚的効果の差異を伴って、背凭れ部と手摺り部との面形状とを同様の面形状とすることによって、全体の統一したまとまりに影響を及ぼして、類否判断に及ぼす影響が小さいものとは言えないと認定している。

・差異点dの「手摺り部と座部との接合形状」については、人が座部に腰を下ろして両脇の手摺り部で抱え込んで支える手摺り部と座部との組合せ構成に係わり、本件登録意匠は、手摺り部と座部とが僅かに離れたものであっても、手摺り部が正面視上方へ従いそれぞれ外方向へと僅かに傾くこともあって、前方の正面側やや斜め上から見た斜視状態から見ても、手摺り部と座部とが分離していることは容易に視認できるものであり、手摺り部と座部との一体性に欠け、一方のイ号意匠の手摺り部と座部とが分離せず、密着したものとなって、手摺り部と座部とが一体的なものとは、

単に隙間の有る無し以上に、手摺り部と座部との組合せ構成が大きく異なるものとの印象を需要者に与え、類否判断に及ぼす影響は大きいと認定している。

・差異点eの「座部の上面」については、上面の膨らみの差異は、この種椅子の分野において普通に見られる範囲の極僅かな差に過ぎず、類否判断に殆ど影響を与えるものではないが、縫合線による溝の有無の差異は、イ号意匠の縫合線による溝が座部の横幅いっぱいに形成し、座部の上面を前後に二分するものであって、縫合線による溝が無い本件登録意匠とでは需要者に与える印象が必ずしも共通するものではなく、他の差異点と相乗してより差異感を強調するものであると認定している。

#### <結論>

審判官は、共通点A乃至Dについては、いずれも需要者の注意を惹くものではないのに対して、差異点a乃至eについては、いずれも類否判断に影響を及ぼすものであって、とりわけ、背もたれ部の正面視形状の差（差異点a）において、需要者にとって背凭れ部の構成の差が明確に視認されて、類否判断に及ぼす影響は大きく、また、手摺り部と座部との接合形状の差異（差異点d）にしても、手摺り部と座部との組合せ構成が大きく異なるものとの印象を需要者に与え、類否判断に及ぼす影響は大きいものがあり、これらの差異点だけをもって、両意匠の類否判断を大きく左右するものである。加えて、背凭れ部の上面から左右両側面にかけての面形状の差異（差異点b）と手摺り部の上面から前面にかけての面形状の差異（差異点c）が、その視覚的効果の差異を伴って、全体の統一したまとまりに影響を及ぼし、座部の上面形状の差異（差異点e）も、イ号意匠の縫合線による溝が座部の上面を前後に二分するもので、縫合線による溝が無い本件登録意匠との印象が必ずしも共通するものではない。そうして、差異点a乃至eの各々が組み合わされて相まって奏する視覚的効果は、既に共通点を凌いで、意匠全体として両意匠に異なる美感を起こさせるものである。

したがって、両意匠は、意匠に係る物品が同一としても、その形状において、差異点が共通点を凌駕し、意匠全体として両意匠に異なる美感を起こさせるものであるから、両意匠は類似しないものであると判断した。

## 9. コメント

### (1) 全体について

本判定は、共通点及び差異点を認定した後、それらが公知意匠等の存在との関係で需要者が注意を惹くものであるか、部位によっては椅子の特性等に基づく部位であるか等について言及を行って総合判断しているという点において、特許庁審査基準に沿っていると考ええる。

### (2) 個別について

(ア) 需要者について：「背凭れ部の上面から左右両側面にかけては直接手で触れる機会が多く、手摺り部にしても、手や肘が直接触れる部分であり、いずれも需要者の注視するところであり」、「人が座部に腰を下ろして両脇の手摺り部で抱え込んで支える手摺り部と座部との組合せ構成に係わり」等といった認定から、使用者を意識していることが伺える一方で、需要者と言う表現は多分に用いられているが、需要者がどのような者であるかの言及は無い。

しかし、物品が理美容院等で使用される椅子用座であるため、この種座を購入するのは理美容院を営む者等であり、理美容院を営む者等は、使用者が注視する点（使用感）等を踏まえてこの種座を選定・購入する

ことになるため、使用者を意識した認定を行うことによって、理美容院を営む者等が需要者であることを認定しているものと考ええる。

(イ) 対比観察した場合に注意を引く部分か否か認定及び評価について：共通点については、公知意匠が存在することによって需要者の注意を惹くものではないと認定しており、差異点については、各差異点ごとに使用状況等を踏まえて需要者が注視する部位になる等と、注意を引く部分か否かの認定及び評価を丁寧に認定しており、特許庁審査基準に沿っていると考ええる。

(3) 尚、類否判断において、「座部、手摺り部及び背凭れ部は、人が腰掛けるための椅子用座を形作る必然的な構成要素とも言え、それらが組み合わされて椅子用座が成り立つものである」、背凭れが側面視上方へ従いやや後方に傾く傾斜とする点について、「主に座り心地や腰にかかる負担等への人間工学的な技術的手法によるもので、極普通に行われる程度の傾斜に過ぎず、この背凭れ部形状は、需要者の格別の注意を惹くものではない」等と認定している点は、意匠に係る物品の使用目的や使用状態等を意識した認定であると思われ、実務においても参考になる認定及び評価手法であると考ええる。

### 公知意匠

#### 共通点 A が公知であるとする意匠



#### 共通点 B が公知であるとする意匠



#### 共通点 C が公知であるとする意匠



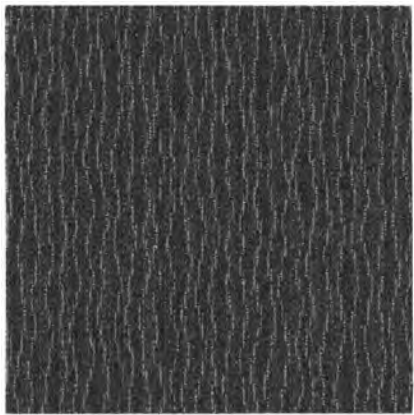
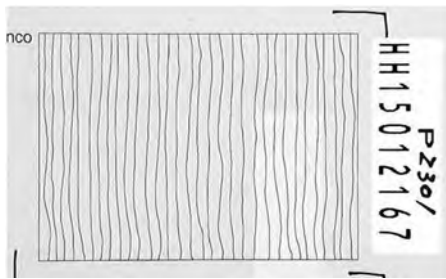
#### 共通点 D が公知であるとする意匠



(以上 作成 野村 慎一)



【3. タイルカーペット事件（無効 2010-880013）】

		本件登録意匠（抜粋）	引用意匠（抜粋）	公知意匠の参酌	注意を引く部分
					
共通点	(A)	表面模様→地の上に、反対調子の不規則に緩やかに蛇行する細線状の「縦条模様」が多数表面側全体に配された略「縦縞模様」を基調としたものである		○	×
	(B)	縦縞模様を構成する縦条模様は、略「縦縞模様」が全体にほぼ均質な態様で密な状態に配置されている		○	×
差異点	ア	（全体形状について）平面視正形状の薄板状体であって、表面側の模様の付いた「織物部」と裏面側の「ベース部」が張り合わされた構成	図版上、平面視横長矩形形状の区域（縦横比は約 1：1.4）として表面側の模様が表されており、裏面側は表されていない	○	×
	イ	（表面側の模様の具体的構成態様について）暗調子の地の上に、明調子の縦条模様が配されている	明調子の地の上に、暗調子の縦条模様が配されている	○	×
	ウ	（縦縞模様を構成する縦条模様の本数が）全体として 29 本前後	全体として 32 本前後	-	×
	エ	（各縦条模様の具体的構成態様について）、各縦条模様は、略直線状の短い縦線が、縦方向に断続的に連なって構成されており、該短い縦線は、小幅な振幅で左右に位置を変えつつ、巨視的に見ると 1 条の連続する略「小波」状模様をなし、かつ、表面に繊維の起毛状態が態様として表れている	各縦条模様は、連続する細線が左右に蛇行しており、「フリーハンドで描かれた線」のようになっており、表面が平面的である	-	○

1. 審決等の種別：無効審判
2. 審決日：平成 23 年 5 月 12 日
3. 事件番号：無効 2010-880013
4. 意匠に係る物品：タイルカーペット
5. 結論：請求不成立（非類似）
6. 人的基準：見る者
7. 審決等の要約

＜共通点の評価＞

1. 物品の類否としては、本件登録意匠に係る物品は「タイルカーペット」であるのに対し、引用意匠に係る物品は「じゅうたん」であるが、両者は床面に敷く敷物である点で共通するとしている。

2. 形態の共通点について

「共通点（A）及び同（B）は、両意匠を極めて概括的に捉えた場合の共通点に過ぎず、一方で相違点（ア）乃至（エ）を有しているのであるから、これらの共通点のみでは直ちに両意匠の類否判断に及ぼす影響が大きいということとはできない。また、これらの共通点としてあげた構成態様は、例を挙げるまでもなく、この

種物品分野の先行意匠において、あまた見られる構成態様であって、これらの共通点が両意匠の類否判断に与える影響がさほど大きいものとするはできない。」と評価された。

＜差異点の評価＞

・相違点（ア）について

本件登録意匠の構成態様は、極ありふれたものであるから、類否判断に及ぼす影響はほとんどない。また、引用意匠について、裏面側の態様が不明であっても、じゅうたんという物品の特性を考えれば、表面側の模様の態様のみが表れていれば、対比が可能であり、類否判断に及ぼす影響はほとんどない。さらに、本件登録意匠が、平面視正形状であるのに対して、引用意匠は、平面視、縦横比が約 1：1.4 の横長矩形形状である点も、両意匠の類否判断に及ぼす影響は、わずかである、とされた。

・相違点（イ）について

両者は単に明暗が逆転しただけに過ぎず、この種物品に限らず、広く繊維製品等の分野の意匠における創

作実態を考慮すれば、両意匠の類否判断に及ぼす影響は極めて小さい、とされた。

・相違点（ウ）について

縦条模様の本数の違いは、数えてそれとわかる程度の相違であって、類否判断に及ぼす影響は微弱とされた。

・相違点（エ）について

両意匠の床敷物を含む繊維製品等の、いわゆる模様の構成態様が創作の主体となる意匠においては、両意匠の類否判断を決定付ける大きな相違というべきであり、前記共通点が両意匠を極めて概括的に捉えただけで、両意匠の類否判断を決定付けるほどのものではないのに対して、この相違点は、見る者に対して、本件登録意匠については、縦条模様が繊維の起毛状態として、縦方向に断続的に連なった略直線状の短い縦線によって表されているという、いってみれば、凹凸感を有した複雑な態様を有しているという印象を与え、引用意匠については、縦条模様が平面的な表面に絵画的な表現として表されており、いってみれば、単純で平板な態様であるという印象を与えている、すなわち、この相違点は、見る者に対して、両意匠が別異のものであるとの印象を与えているという他ない、として類否を決する評価点と判断された。

<結論>

「共通点（A）及び同（B）が、この種物品分野の意匠における評価としては、両意匠を極めて概括的に捉えた場合の共通点に過ぎず、また、相違点（ア）ないし（ウ）も、この種物品分野の意匠における評価としては、両意匠の類否判断に及ぼす影響は微弱という他なく、これらによっては、両意匠の類否判断は、決定付けられているということとはできない。

しかしながら、相違点（エ）は、両意匠の床敷物を含む繊維製品等の、いわゆる模様の構成態様が創作の主体となる意匠においては、極めて大きな相違であって、見る者に対して、両意匠が別異のものであると印象を与えており、両意匠の類否判断を決定付けているという他ない。

したがって、両意匠は、意匠に係る物品が共通するが、その形態については、両意匠の共通点が類否判断

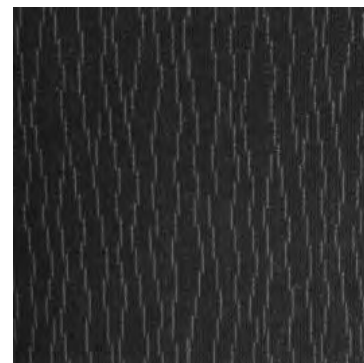
に及ぼす影響が大きいものではないのに対し、相違点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きいので、類似するということとはできない。」と総合判断された。

8. コメント

本審決は、タイルカーペットやじゅうたんという模様が主体となる意匠の類否判断事例として参考になる。

本件の無効審判には、大阪地裁での侵害事件が並行しており（大阪地裁 平成22年(ワ)第805号）、その侵害事件では、本件登録意匠に係る意匠権が被侵害権利であり、本件の無効審判は当該侵害事件に対する対抗手段として請求されたと思われる。この大阪地裁の侵害裁判では、下掲の被告製品意匠は本件登録意匠に類似すると判断された。

（被告製品意匠）

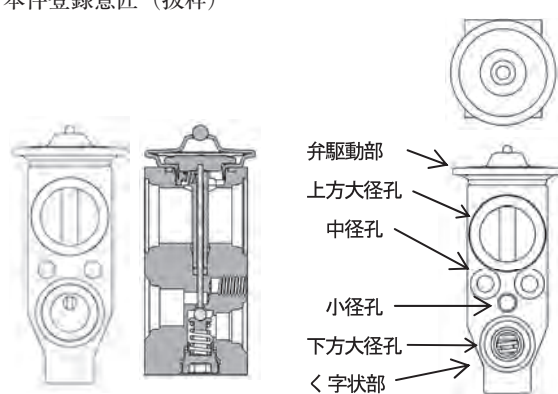
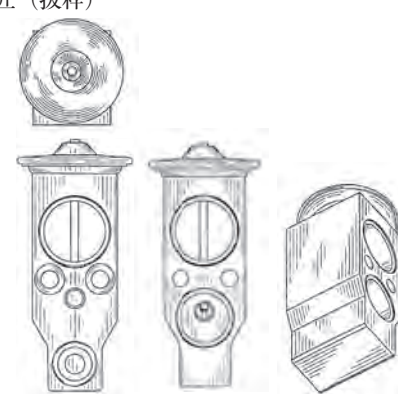


この侵害裁判では、意匠の要部は「表面全体に、不規則に緩やかに蛇行する細線状の縦条模様が、ほぼ均質な態様で、密な状態に配置された略縦縞模様において、略直線状の短い縦線が、小幅な振れ幅で左右に位置を変えつつ、縦方向に断続的に連なって縦条模様を構成しているため、巨視的には1条の連続する細線が略小波状模様をなしている構成態様」にあるとされた。

そして、その侵害裁判でも、本件登録意匠は本件の引用意匠に類似するとして無効が主張されたが、裁判所は、本件登録意匠と引用意匠は上記要部を共通にしないとして類似しないと判断した。

（以上 作成 佐藤 英二）

【4. 空調装置用膨張弁事件（無効 2010-880005）】

	本件登録意匠（抜粋）	引用意匠（抜粋）	公知意匠の参酌	注意を引く部分	
					
共通点	(1)	略縦長四角柱状の本体部の上端に円盤状の弁駆動部。本体部→両側面下寄りに正面視「く」字状部、正面・背面に左右対称な円孔群	△	-	
	(2)	本体部→縦横の比、「く」字状部の位置、側面形状	○	-	
	(3)	正面の円孔群の各円孔の大きさの比、配置	△	-	
	(4)	背面の円孔群の各円孔の大きさの比、配置	△	-	
	(5)	弁駆動部→本体部に比較した径の大きさ、円錐台上の突出部+逆錐台状の縮径段部	×	-	
差異点	ア	「く」字状部の傾斜角度 20 度、傾斜面の上下：垂直面 = 4：3	「く」字状部の傾斜角度 30 度、傾斜面の上下：垂直面 = 3：4	○	-
	イ	正面・上方大径孔→本体部の横幅より僅か小で本体部上端の余地狭い	正面上方大径孔→本体部の横幅より小で本体部上端の余地広い	×	-
	ウ	正面・下方大径孔→「く」字状部の傾斜面に位置し、下端の幅より大	正面・下方大径孔→「く」字状部の垂直面に位置し、下端の幅より小	○	-
	エ	底面→ボルト孔のある円形のばね受け	底面→円形のばね受けが無い	○	-
	オ	弁駆動部の位置→その中心が、本体の中央のやや正面寄りに位置し、その前端が本体正面から手前に張り出した態様	弁駆動部の位置→その中心が、本体の中央のやや背面寄りに位置し、その後端が本体背面から後方に張り出した態様	×	-
	他	正面、背面の上方大径孔の内周縁の段差幅の広狭差／その奥の駆動棒の太さ、等の差異	-	×	-

1. 審決等の種別：無効審判
2. 審決日：平成 23 年 1 月 7 日
3. 事件番号：無効 2010-880005
4. 意匠に係る物品：空調装置用膨張弁
5. 結論：請求成立（類似する）
6. 人的基準：看者
7. 公知意匠：あり
8. 審決等の要約

＜共通点の評価＞

(A) 本件登録意匠の物品「空調装置用膨張弁」は物品の説明によれば、「自動車用空調装置等の冷凍サイクルに設けられ、導入された高温・高圧の液冷媒を急激に膨張させて低温・低圧の霧状の冷媒にして導出する膨張弁である。」とされ、引用意匠は「膨張弁 (EXPANSION VALVE)」であるが、物品の類否に争いは無い。

(B) 共通点 (1) (2) ～ (5) の評価

「共通点 (1) は全体の基本的な構成態様を表し、共

通点 (2) ないし共通点 (5) は、これを構成する各部の具体的な態様を端的に表すもので、これらが組み合わせたり、一体となって、膨張弁としての全体の形態的まとまりを形成し、両意匠の共通感を極めて強く看者に印象付けるものとなっている。」と判断された。

また、縦長四角柱状をなす本体部で、「く」字状部が、実測上の寸法差などがあっても「エッジ状の角張った態様としている点」が「全体構成の共通性を看者に強く印象付け、さらに、共通点 (3) 及び共通点 (4) の、正面、背面における円孔群の配置に関する共通点と組み合わせることによって、両意匠の全体に、極めて強い共通感が生み出されるところとなっている。」と判断された。

また、被請求人は、「く」字状部が一般形状であり創作の要部ではなく類否判断に影響を与えない旨の主張にしているが、「両意匠は共通点 (2) に掲げるとおりの態様として共通しており、且つ、それは、両意匠の全体構成に係わる共通点であって、更にこれがその余

の共通点と一体となって、両意匠の全体の形態的まとまりを形成し、両意匠に極めて強い共通感を生み出すところとなっている。」として退けられた。

＜差異点の評価＞

差異点については、「類否判断に及ぼす影響は小さいと判断せざるを得ない。」と認定された。

(A) 差異点ア



「視覚による全体観察の中では、角度差として異なる印象を与えるほどではなく」「傾斜面と鉛直面の上下方向の幅の比率差も、形態全体としては、傾斜面と垂直面が上下方向にさほど幅差のないことの方が、より強く」、「(1) 及び (2) の共通点が組み合わさってもたらされる両意匠の共通感に対しては、両意匠を別異の意匠に印象付けるまでの差異感を生んでいない。」と判断された。

(B) 差異点イ

「正面において共通する円孔群の配置構成の中でみられる上方大径孔の僅かな寸法差であり」と判断された。

(C) 差異点ウ

差異点(ウ)は、「正面側及び背面側の円孔群の構成配置には従来から様々な態様がみられるところであり」「全体としてはやはり正背面の円孔群の構成配置の共通性を強く印象付けるもので、差異はこの中で、主として正面側の配置に限られ、しかも本件登録意匠のように、上方の孔との間にさほど余地を開けない態様、本体下端に若干余地を残す態様、或いは下方大径孔を側面に形成された傾斜面に概ね当たる高さの範囲内に配する態様は、いずれも本願出願前からみられる態様であり(意匠登録第1249639号、同第1092027号等)、形態を独自に特徴付ける点としても重要視できない。」と判断された。

公知 a	公知 b	公知 c
1249639	1092027	公知 b 公報の参考文献
		

(D) 差異点エ、差異点オ

差異点(エ)は、「本体下端面における差異であって、さほど目立たず、しかも本願意匠の態様は、その

出願前からごく普通に見られる類型的な態様であり、形態上の特徴としても重要視できない。」、差異点(オ)は、「形態上の差異としてもさほど目立たず、その類否判断に及ぼす影響は微弱である。」と判断された。

＜結論＞

「差異点が総合され、関連する視覚効果を考慮してもなお、共通点が形成する全体の形態的まとまりを覆し、両意匠を別異の意匠に特徴付けるまでのものとは認められず、両意匠においては、共通点が類否判断に及ぼす影響が差異点を凌駕し、両意匠は意匠全体として類似するものである。」とされた。

9. コメント

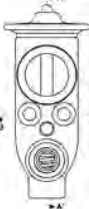

(A) 本審決は、審決取消訴訟(平成23年(行ケ)10051)が提起されているが、審決が維持されている。

なお判決の類否判断では、まず公知意匠の認定から「本件登録意匠において、取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な部分(いわゆる要部)は、本体部の形態が、上方約3分の2が垂直面からなる縦長四角柱、下方約3分の1が「く」字状部からなるという点を含む物品(膨張弁)全体の形態であると解すべきである。」として、「要部」が共通するとされている。

(B) 審決は、概ね妥当な判断と思われるが、孔全体のまとまりと相違点(ウ)の議論が足りない観がある。看者についての具体的な言及が無いが、各孔に配管をする作業者にとって、この下方大径孔の相違や相違点(オ)の底面の相違については、何らかの観点があるように思う。余談であるが、裁判で原告(被請求人)が相違点(ウ)について、人の顔に喩え表情の相違により美感の相違を主張しているの、直接対比すると両意匠の相違が目につく(なお、人の顔の認知は特殊であり、意匠一般で美感に喩えることには若干の疑問がある)。

(C) また、公知意匠が存在する共通点(2)の「共通性が看者に強く印象付ける」流れが分かり難い所である。

(D) なお、本件意匠は以下の関連する登録意匠がある。

1362427	1362887
本件の本意匠	他の関連意匠
	

(以上 作成 山本 典弘)

【5. 部品収納ケース事件（判定 2010-600062）】

		本件登録意匠	イ号意匠	公知意匠の参酌	注意を引く部分
共通点	A	蓋と本体が背面側のヒンジ部によって結合された、平面の縦横高さの比が約 1:2:0.4 の、平面が隅丸長方形状で全体が略横長立方体状の透明なケースである点		○	-
	B	正面側に凹状部を設けて留め部とし、本体側に略矩形状の回動可能な留め具を設け、蓋側に設けた小型矩形状突起部に係合する態様である点		○	-
	C	蓋の上面の四辺の枠状部分以外の略長方形状部分以外の略長方形状枠内を除いて蓋と本体の外側面の略全面に微小な凹凸模様を施した点		○	-
	D	ヒンジ部が背面側に平面視略扁平台形状に突出している点		-	×
	E	蓋の平面視右側中央に端部が円弧状で内側に円形状孔を有する吊り下げ片を設けた点		○	×
	F	本体内部に 4 つの仕切り板を縦方向に等間隔に配した点		○	×
差異点	a	蓋の上面：蓋上面の留め部に臨む上面側に凹条模様を有する矩形状隆起部を設けている	蓋の上面：矩形状隆起部がない	○	○
	b	ヒンジ部：中央部が蓋上面から背面側へ漸次下り傾斜するように連続しているため、背面側に向けて側面視傾斜状に突出形成されている	ヒンジ部：蓋の側面視垂直状の背面部の周壁下端部に円弧状係合部分を設けたもので、蓋部の周壁下端部から背面側に向けて側面視水平状に突出形成されている	△	○
	c	本体上部の開口部周囲の蓋止め用の鑊状部：鑊状部が連続して設けられている	本体上部の開口部周囲の蓋止め用の鑊状部：正面左右に各 1/3 程度途切れた部分が存在する	-	○
	d	留め具：表面に 3 本の凹条を形成した略隅丸長方形の板状部の左右側のわずかに段落した位置から細い隅丸状アーム部が設けられて支持されている	留め具：表面に 2 本の凸条とその間に横長の孔を形成し、角張った略矩形状の板状部の左右に連続して細いアーム部が設けられて支持されている	-	△
	e	底面部：全体が平坦な面である	底面部：中央に浅いリング状の突起、前方側の左右に十字状突起とリング状突起、後方側の左右にリング状突起と十字状突起を配し、対角線上に同じ形状の突起を配置	○	△
	f	吊り下げ片の形状：隅丸凸字状に左右が段状になっている	吊り下げ片の形状：左右に段状部がない	-	△

1. 審決等の種別：判定
2. 判定日：平成 23 年 2 月 10 日
3. 事件番号：判定 2010-600062
4. 意匠に係る物品：部品収納ケース
5. 結論：属しない（非類似）
6. 人的基準：需要者

7. 公知意匠：あり

8. 審決等の要約

<共通点の評価>

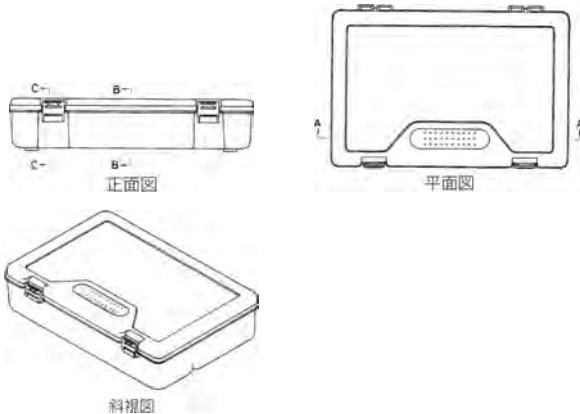
・共通点 A, B, C, E, F

公知意匠を参酌すれば、いずれも両意匠のみに共通する新規の態様とはいえず、本件登録意匠の特徴的態

様ともいえないから、両意匠の類否判断を左右するものとなりえない、と認定されている。

以下は、共通点 B, C, F について本判定の参考意匠として挙げられた公知意匠である。

共通点 B - 参考意匠 1 (意匠登録第 997128 号) :



共通点 C - 参考意匠 2 (意匠登録第 1030198 号) :



共通点 F - 参考意匠 3 (特許庁意匠課公知資料番号 HC12028614 号)



・共通点 D

ヒンジ部の平面視の輪郭形状という、大まかな構成における共通点でしかなく、ヒンジ部の差異点 b と合わせて検討すると、本件登録意匠の蓋部上面から連続するヒンジ中央部の形状は、側面視や斜視状態、さらには平面視状態でもその形状が視認できるもので、差異点による視覚効果の方がより強い印象を与え、差異点 b に埋没し、両意匠に共通感を与えるものとはいえない、と認定されている。

<差異点の評価>

・差異点 a (蓋の上面)

本件登録意匠は、蓋部の留め部上面に矩形状隆起部を有しており、当該点におけるイ号意匠との差異は、平面の前方側上面という、通常の使用状態で視認する方向といえる斜め前方上方から見た場合に看者の注意を惹き易い、目立つ部位における差異であり、この隆起部は、他に余り例がなく、本件登録意匠の独自の特徴といえるもので、両意匠の類否判断に与える影響を無視することはできない、と認定されている。

・差異点 b (ヒンジ部)

差異点に係る形状は、異なる視覚効果を表すものであり、本件登録意匠のヒンジ部の形状は、ヒンジ部が蓋部から傾斜状に背面側に突出しているもので、ヒンジ部と合わせて大きめの蓋部であるかのような印象を与えるものであり、本件登録意匠の特徴的な態様をなすものであって、両意匠の類否判断に影響を与えるものであると言わざるを得ない、と認定されている。

・差異点 c (本体上部の開口部周囲の蓋止め用の鍔状部)

蓋を開けた場合には、前方から目に付く部分であるから、その差異が両意匠の類否判断に与える影響は看過できない、と認定されている。

・差異点 d (留め具)

留め具自体は意匠全体の中では小さいものであるが、本件登録意匠の留め具が、略隅丸長形状でアームも隅丸状であるのに対し、イ号意匠では、全体が角張った略逆凹字状であるから、正面から観察した場合の印象が異なり、その差異は両意匠の類否判断に一定の影響を与えるものといえる、と認定されている。

・差異点 e (底面部)

底面部に何も設けない本件登録意匠は、ありふれた態様である一方、対角線上に同じ形状の突起を配置したイ号意匠の態様は、他のケースと底面同士で結合さ

せることができ、需要者にもその存在が認識されるものであり、両意匠の違いは明確で、類否判断に与える影響は無視することができない、と認定されている。

・差異点 f (吊り下げ片の形状)

吊り下げ片という付加的で小さな部位の細部に係る差異であるが、上記の差異点と相俟って、両意匠の類否判断に一定の影響を与えるものといえる、と認定されている。

#### <結論>

共通点に係る態様が両意匠にのみ共通する特徴とはいえ、本件登録意匠の特徴的な態様は、差異点 a 及び b に顕著に表れているもので、イ号意匠には見られない以上、両意匠の類否判断に決定的な影響を及ぼすものとせざるを得ず、類否判断を決定付けるものといえ、さらに他の差異点による態様も合わせれば、意匠全体として、イ号意匠は、本件登録意匠に類似するものとはいえない、と判断された。

したがって、本件登録意匠とイ号意匠は、意匠に係る物品が共通するが、その形態については、イ号意匠は本件登録意匠の特徴的な態様を有さず、共通点よりも差異点に係る態様が相俟って生じる意匠的な効果の方が両意匠の類似性についての判断に与える影響が支配的であるから、両意匠は、全体として美感が異なり、類似しないものというべきである、とされている。

#### 9. コメント

##### (1) 全体について

本判定では、本件登録意匠とイ号意匠の形態における共通点・差異点の認定をおこなったうえで、これらの個別評価を行い、その個別評価に基づいて意匠全体として全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者に対して異なる美感を起こさせるか否かが判断されている。かかる判断手法は、審査基準に則ったものである。また、個別評価においても、①対象となる点が意匠全体の中で占める割合の大小や物品の特性からみて需要者の注意を強く引くかどうか、②公知意匠との対比に基づいて需要者の注意を強く引くか、との審査基準にある評価方法を各共通点・差異点に丁寧にあてはめ、意匠全体の美感に与える影響の大

きさが判断されているといえる。

##### (2) 個別について

(ア) 判断主体について：判断主体として「需要者」の文言が使用されているが、どのような「需要者」か、より具体的な認定はない。意匠に係る物品が「部品収納ケース」であり、「部品」といっても様々な物が考えられるためではないかと考える。

(イ) 対比観察した場合に注意を引く部分か否か認定及び評価について：共通点に係る態様がいずれも両意匠にのみ共通する特徴とはいえない一方、本件登録意匠の特徴的な態様は、差異点 a 及び b に顕著に表れているもので、イ号意匠には見られない以上、類否判断を決定付けるものと判断されている。差異点 a については、目立つ部位における差異であること、他に余り例がなく、本件登録意匠の独自の特徴といえることから、両意匠の類否判断に与える影響を無視することはできないと評価されており、差異点 b についても、本件登録意匠の特徴的な態様をなすものであることから、両意匠の類否判断に影響を与えると評価されている。公知意匠を参酌すれば、共通点がいずれも新規かつ本件登録意匠の特徴的な態様ではなかったことから、差異点である「本件登録意匠独自の特徴的部分」が高く評価された結果と考える。

(3) 上述のとおり、両意匠の差異点 b のヒンジ部の形状は、需要者の注意を強く引く点として高く評価された点の一つである。しかし、ヒンジ部は、差異点 b を有するとともに、背面側に平面視略扁平形状に突出している点においては共通点 D も有している。この点について、共通点 D の個別評価では「本件登録意匠の蓋部上面から連続するヒンジ中央部の形状は、側面視や斜視状態、さらには平面視状態でもその形状が視認できるもので、差異点による視覚効果の方がより強い印象を与え、差異点 b に埋没し、両意匠に共通感を与えるものとはいえない」とされている。ある部位に共通点と差異点が共存している場合に、どのように意見書等での主張を組み立てるか悩ましい場合があるが、上記のような評価方法は実務上参考になると考える。

(以上 作成 松本 尚子)

【6. フック付親綱緊張具事件（判定 2010-600055）】

	本件登録意匠（抜粋）	イ号意匠（抜粋）	公知意匠の参酌	注意を引く部分
共通点	(A) 「全体」：横長細帯状の自在継手の一端に横長環状のフック，他端に略四角形状の親綱緊張具を軸着した点。		○	△
	(B) 「フック」：フック母体を正面視略「し」字状とし，先端に向かって次第に細くなるよう（テーパ状）に形成し，開口部に略「L」字状の開閉体を設けて環状体とし，その開閉体と対向する位置に略「I」字状のロック体を設けた点。		○	△
	(C) 「親綱緊張具」：①正面視で角部をR面取りした略四角形状の側板部を前後方向に対設し，②側板部間に，親綱支承体とカム体を左右対向状態に設けた点。		○	△
	(D) 「自在継手」：帯板を略「コ」字状にした継手半体を2つ背中合わせに軸着して正面視で横長細帯状になるよう構成し，一端にフック基端部を，他端に親綱緊張具を軸着した点。		○	△
差異点	(a) 「フック母体の形状」：根元は一定の厚さの平板状，曲部から先端にかけては内縁・外縁部の厚さを根元の厚さの約2倍とし，断面形状は頂角を隅丸にし，底辺側にわずかな縁を設けた縦長の略二等辺三角形。正面視で先端部の外縁部をストレート縁に形成している。	全体が平板状で，先端部の外縁に略半円形状に突出する板状突片を形成している。	×	○
	(b) 「親綱緊張具」：一枚の板材を「コ」字状に折り曲げることで，側板部が前後に対設。	二枚の板材を前後に対設。	×	△
	(c) 「親綱緊張具側板部の正面視による略四角形状」：四辺は下，上，左，右の順に長い。左上頂部角の位置が中央やや左寄り，下辺をわずかに突出湾曲辺に形成し，他辺をストレート辺とし，右上角を略直角，左下角を鋭角，その他の角を鈍角として，各角部を角丸とした平行四辺形状（台形に近い略長方形）。	四辺は下，左，上，右の順に長い。左上頂部角の位置が中央やや右寄り，右辺のみストレート辺で，他辺は凸湾曲と凹湾曲が入り混じる曲線であり，各角部は角丸で，左辺右端の小凹湾曲部と右上角を鈍角とし，左下角は下辺部から突出した半円形状が形成されている変形四角形状。	×	○
	(d) 「自在継手」：正面視，親綱緊張具側の継手半体がほとんど親綱緊張具の側板部に隠れる。	親綱緊張具側の継手半体の約半分が親綱緊張具の側板部から露出する。	×	○

1. 審決等の種別：判定
2. 確定日：平成 23 年 4 月 4 日
3. 事件番号：判定 2010-600055
4. 意匠に係る物品：フック付親綱緊張具
5. 結論：属しない（非類似）
6. 人的基準：看者，作業者
7. 公知意匠：あり
8. 審決等の要約

＜共通点の評価＞

・共通点（A），（B），（C）②，（D）について  
 基本的構成態様に係る（A）を含め，それぞれの態様又はその組み合わせの態様は公知であって，両意匠

のみの特徴とは言えず，看者の注意を強く引くことはないから，類否判断に及ぼす影響は限定的である。

・共通点（C）①について

共通点（C）①に関しては概ね略四角形状という認定ができるが，具体的形状について差異点（c）があるため，その検討をもって類否判断する必要がある。

＜差異点の評価＞

・差異点（a）「フック母体の形状」について

使用者がフックに係合する場合に目につく部分であり，手に持って作業するため，あらゆる角度から観察しうる。この部分は全体形状を立体的に即座に認識できるものであり，正面視のみでは共通点（B）がある



が、立体的には全く異なる形状であって、作業者である看者に異なる印象を与えると認められる。僅かな差異とは言えないため、類否判断に与える影響は大きい。

・差異点（b）「親綱緊張具」について

底面側又は右側面側から見て初めて分かる相違であるため、類否判断に及ぼす影響は大きいとはいえない。

・差異点（c）「親綱緊張具側板部の正面視による略四角形状」について

正面視において、側板部の基本をなす形状からして異なる印象を生じさせる。具体的な差異点も含め、親綱をつなぎ止める作業において目にする部分の差異点であって、類否判断に与える影響は大きいといえる。

・差異点（d）「自在継手」について

この部分のみを比較すると大した違いには感じられないと考えられるが、イ号意匠において、親綱緊張具連結ピンを少し突出した位置に設けたこと、側板部の左辺部を長くして頂部角の位置をやや右寄りにした点、左辺部をなだらかなへこみ曲線として自在継手の細带状上辺からつながるようにしたこと、の相乗効果によって、イ号意匠の方が連結部が長いように見受けられる点で類否判断に及ぼす影響があるといえる。

<結論>

・共通点（A）～（D）（（C）①を除く）に係る、基本的な構成態様を始めたフック・親綱緊張具・自在継手の構成態様は、本件登録意匠の出願前から公知の態様である。そのため本件登録意匠の特徴は、各部位における、前記（共通点（A）～（D）に係る態様）以上に具体的な態様にあると見るのが相当である。

・両意匠は、意匠に係る物品が一致し、その形態については、共通点及び差異点の視覚的効果を総合的に判断すると意匠全体が生ずる美感への差異点による影響が大きく、類似しないものといわざるを得ない。

9. コメント

（1）全体について

本判定は、本件登録意匠とイ号意匠の形態における共通点及び相違点を認定した後、公知意匠の参酌や注

目される部位か否かの検討をしつつ共通点と相違点の個別評価を行った上で総合判断していることから、審査基準にある類否判断の手法に沿ったものであると考える。

（2）個別について

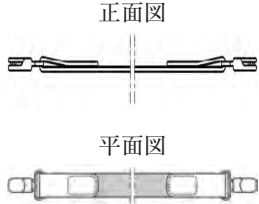

（ア）判断主体について：「作業者である看者」「使用者がフック係合対象物にフックを係合する場合において」などの表現が見られることから、判断主体としては、本件登録意匠の物品の説明にある「送電線工事、土木建設工事、塗装工事などの高所作業現場における作業者」が想定されているものと考えられる。

（イ）対比観察した場合に注意を引く部分の評価について：公知であった態様又は各態様を組合せた態様については、看者の注意を強く引くことはないため類否判断に及ぼす影響は限定的である、と認定している。一方で、判断主体（使用者）の注意を引く部分として挙げられた「フック係合対象物にフックを係合する場合において目につく部分」に関する差異点（a）や、「親綱をつなぎ止める作業において目にする部分」に関する差異点（c）は、類否判断に及ぼす影響が大きいと評価されている。また、底面および右側面側から見て初めて分かる差異点（b）が類否判断への影響は小さいとされた一方、正面視において異なる印象を生じる形状に係る差異点（c）は類否判断への影響が大きいと認定された。これらの認定方法は「見えやすい部位か否か」「需要者が関心を持って観察するか」という審査基準にある判断ポイントに沿ったものといえる。

（3）本判定では、基本的構成態様とおおまかな具体的態様が公知であって類否判断に与える影響が限定されるとされたため、より細かな具体的態様における対比が類否判断の決め手となっている。対比ポイントについて、何故その部位が目目され重要と考えられるのか、その理由が使用者（判断主体）の目線に触れることにより説得力をもって説明されている。こうした理由付けの手法は、実務上、特に細かな部分に係る類否判断を述べる際に有効と思われる。

（以上 作成 小暮 理恵子）

【7. オストミーパウチ固定用ベルト事件（判定 2010-600068）】

	本件登録意匠（抜粋）	イ号意匠	公知意匠の参酌	注意を引く部分
	<p>正面図</p>  <p>平面図</p>			
共通点	(1)	「全体」：左右対称形状。2つのクリップ部。	△	○
	(2)	「带状ベルト部」：伸縮性を有する細幅のベルトの両端部に面ファスナーが縫付。	△	○
	(3)	ベルトの両端部をクリップ部のベルト通し部に挿通後、両端を内側に折り返すことによりベルトの片面に形成されたループ面と接合する構造。	△	○
	(4)	「クリップ部」：細長のトラック形状の輪状ベルト通し部と2本の細幅の軸により連結された挟み部。ベルト通し部の外径はベルトよりやや幅広であり、内径はベルトの幅程度。	△	○
	(5)	「挟み部」：平面視隅丸の略横長長方形形状であり開口片と挟み部本体。開口片は横幅の略3分の2を占めている。	△	○
差異点	(ア)	「带状端部の形状」：両端部が長手方向に対して直角に切断。角部は隅丸形状。角部の形状に沿って、内側に隅丸形状のフック面。	△	△
	(イ)	「クリップ部の挟み部」：開口片のヒンジ部側形状が弧状。扁平な略樽形状、正面視では平板状。挟み部本体はヒンジ部側厚く開口端部側は開口片と略同一厚。	△	△

1. 審決等の種別：判定
2. 審決日：平成 22 年 11 月 16 日
3. 事件番号：判定 2010-600068
4. 意匠に係る物品：オストミーパウチ固定用ベルト
5. 結論：属する（類似する）
6. 人的基準：不明
7. 公知意匠：あり
8. 審決等の要約

＜共通点の評価＞

- ・共通点（1）  
両意匠の基本的な構成態様の一致点であり、両意匠の形態の全体にかかわりその骨格を構成するところであって、両意匠の特徴をよく表している。
- ・共通点（2）～（5）  
各部の具体的態様を表す点であり、基本的構成態様と相俟って両意匠の共通感を際立たせる特徴的な点である。

これらの共通点は両意匠の類否判断に大きな影響を及ぼす。

＜差異点の評価＞

- ・差異点（ア）『带状ベルトの端部形状』  
この点のみを注視するならばその相違は認識できるものの、本件登録意匠とイ号意匠の類否判断において

は意匠全体を観察すべきであるから、带状ベルトの端部のみにおける部分的な相違であるというほかになく、その視覚的効果も部分的。使用に際しては両端部を折り返して面ファスナーで接合することから、端部形状の相違がそのまま外側に表れるものではなく、類否判断に及ぼす影響はわずかなものである。

- ・差異点（イ）『クリップ部の挟み部』

意匠全体からすると部分的なものである上に、両意匠の挟み部が共に一般的に見かける挟み部の範疇を超えるほど特徴的なものではないことから、類否判断を左右するほど格別顕著な相違とはいえない。

＜結論＞

- ・本件登録意匠の特徴は、各部それぞれが部分的には既に公知であった態様ではあるが、これらを美感の観点から、一つにまとめ上げ視覚的効果を高めた点にあるというべき。

・両意匠は、意匠に係る物品が一致し、その形態について意匠全体として観察すると、両意匠の一致点は、類否判断に大きな影響を及ぼすものであるのに対し、相違点は、いずれも類否判断に及ぼす影響が軽微なものであり、相違点が相俟った効果を考慮してもなお、一致点を凌駕することができず、両意匠は類似するものといわざるを得ない。

## 9. コメント

### (1) 全体について

本判定は、本件意匠とイ号意匠の共通点及び相違点を認定した後、共通点と相違点について総合判断している点から、特許庁審査基準の類否判断の判断手法に沿ったものであるといえる。

### (2) 個別について

(ア) 判断主体について：判断主体については明示されておらず、どのような看者を想定して注意を引く部分を検討しているかは定かではない。ただ、差異点(ア)についての言及で、「使用に際しては両端部を折り返して面ファスナーで接合することから、」との記載から、少なくとも実際の使用者の視点が検討されていることが推察できる。

(イ) 対比観察した場合に注意を引く部分の評価について：①本判定は、上記結論部(下線部)に記載があるとおり、各共通点や差異点に含まれる形態がそれぞれ部分的に公知であった態様において、公知の形態の組合せによって生まれた意匠全体の態様を意匠の特徴として評価がなされ、類否判断の結論が導かれた案件である。

特許庁審査基準に明記されているとおり、原則として、意匠中に表れたありふれた形態や、公知知られた形態は、看者の強い注意を引くものとはなり得ないが、組合せによっては、その組合せの態様が注意を引く場合もある。本判定は、その組合せの態様を意匠の特徴として認定した点においては、参考となるケースだと思われる。

②しかしながら、差異点(ア)の評価において、「本件登録意匠とイ号意匠の類否判断においては意匠全体を観察すべきであるから、」との記載が突然現れ、違和感を覚えた。これは、組合せの態様を本件意匠の特徴と認定したがゆえに行き着いた評価であると思われるが、少し論理が飛躍している感があり、個別部分の差異についての評価が低くなされている印象を受けた(「部分的な相違であるというほかになく、その視覚的

効果も部分的」差異点(ア)の評価の抜粋)。

本件の物品は「オストミーパウチ(人口肛門)固定用ベルト」であり、用途及び機能がかなり限定的である。それゆえ、意匠の構成も極めてシンプルで、差異点(ア)の物品全体に占める割合は決して小さいとは言えず、「視覚的效果が部分的」とは言い切れないように思える。また、「物品の特性に基づく特徴部分の評価」の観点から考えても、差異点(ア)の带状ベルトの両端部の形状の相違は、実際の使用者にとってはベルトの使用感に直結する部分であるので、注意を引く部分として評価されてもおかしくはないように思える。

### (3) 公知知られた形態の組合せの評価について

上述のとおり、本判定は、公知の形態を組合せた態様を注意を引く部分として認定し、イ号意匠との類否判断の結論を導き出したケースであるが、組み合わせた態様のいったいどの部分が本件意匠の特徴であるのかについては明確な説明がない。たとえば、本判定の結論部(下線部)には、本件意匠の特徴は「美感の観点から、一つにまとめ上げ視覚的效果を高めた点にあるというべき」との記載があるが、公知意匠群と比較して、具体的にどの部分が特徴と認定されたのかは判然としない。

差異点(ア)の認定において、少し論理が飛躍している点を併せ考えても、組合せの形態のどの部分を特徴として認定したのかは、もう少し明確な説明が必要なものと思われる。

本判定は、公知の形態の組合せの意匠についての主張ポイントの一例として、実務上参考になるケースではあるが、意匠の特徴を「美感の観点から、一つにまとめ上げ視覚的效果を高めた点」であるとの本判定の理由付けが、そのまま他のケースで認められるかは不明であり、もし主張するならば、慎重な検討が必要であると考えられる。

(以上 作成 松橋 純裕)

【8. 浄水器事件（無効 2010-880008）】

		本件登録意匠（抜粋）	引用意匠（抜粋）	公知意匠の参照	注意を引く部分	
共通点	い	「全体」：縦長の略直方体形状。		△	×	
	ろ、は	「側面」：背面より奥行き約1/4前方に縦分割線。上縁部、下縁部：周回する横分割線。		△	×	
	に	「吐水口」：正面中央よりやや上方に形成。水平に突出する短い管、逆円錐台状口部、縦長逆台形状のレバーで構成。		△	×	
	ほ	「窓部」：吐水口よりやや上方に凸状で縁取りされている窓部（前面角部に面取り）。		△	×	
差異点	イ	「正面とその両側縁部」：前面は平坦部がほとんど。両側縁部は弧状面。	前面の平坦部は略2分の1。その両側に後方に略30度の角度で傾斜面。		○	
	ロ	「吐水口のレバー角度」：水平方向に対し、略60度の角度で前面に傾斜。	水平方向に対し、略30度の角度で後方へ傾斜。		△	
	ハ	「窓部の形状」：略トラック形状	円形状		○	
	ニ	「窓部の目盛り」：ない	中央部に縦の直線状に目盛り		△	×
	ホ	「本体上下の縁部、横分割線」：上下で幅がほぼ同一。	上部の幅が、下部の略2倍。		△	×
	ヘ	「下面部」：平坦面。	四隅に小さな脚部。		△	×
	ト	「全体の縦：横：奥行きの比率」 = 2.2 : 1.3 : 1	1.6 : 1.1 : 1			△

1. 審決等の種別：無効審判
2. 審決日：平成 23 年 5 月 20 日
3. 事件番号：無効 2010-880008
4. 意匠に係る物品：浄水器
5. 結論：請求不成立（非類似）
6. 人的基準：浄水器の使用者
7. 公知意匠：あり
8. 審決等の要約

＜共通点の評価＞

・物品は、浄水器で共通するが、形態の共通点は、いずれも両意匠に特有の格別な顕著な特徴といえない、と評価した。以下は、その詳細。

・共通点（い）～（は）『全体、側面部』

板材を接合して略直方体状の浄水器を制作する際に、容器として形成するために必要な合わせ面が線状に表れているものであり、略直方体浄水器としては、それほど顕著な特徴とはなりえない。

・共通点（に）『吐水口』

浄水器であるから当然に吐水口が形成されるものであり、その形態も吐水口として格別特徴があるものではない。

・共通点（ほ）『窓部』

浄水器の分野では、内容物の残量確認のために窓部を形成することは普通に行われており、窓部を凸状縁部によって囲むことも広く行われており、格別顕著な特徴とはいえない。

＜差異点の評価＞

・差異点（イ）『正面とその両側縁部』

浄水器の使用者が必ず目にする正面部の両側縁部が弧状面か、傾斜面かの違いであり、正面部の大きな部分を占めている。よって類否判断に与える影響は大きい。

なお、請求人は当該部位につき、両意匠ともに、本体両側縁部に面取り部が形成されている点で、一致する旨主張したが、審判官は、本件登録意匠は、「単なる面取り」部が形成されているということができないのに

対し、引用意匠の場合、単なる「面取り」とは言い難い幅の広い傾斜面であり、その態様の創作にあたっては、単なる「面取り」とは異なる観点から造形を行ったと判断できるとした。

・差異点（ロ）『吐水口のレバー角度』

全体からみると小さな部分ではあるが、浄水器の使用時にはどの位置にレバーがあるかを、確認して使用するものであるから、レバーが手前側に立設されているか、後方に寝ているかは一定の相違があるといえる。よって、類否判断への影響も一定程度ある。

・差異点（ハ）『窓部の形状』

浄水器を使用する際には、内容物の残量を確認してから浄水器を使用するものであるから、浄水器の使用者が注目する部分における相違である。よって、類否判断に与える影響は大きい。

・差異点（二）～（ヘ）は、浄水器の創作という観点からは付随的な部分における相違であり、類否判断に与える影響もそれほど大きいものとは言えない。

・差異点（ト）『全体の縦：横：奥行き比率』は、本件登録意匠が、引用意匠に比べてややスリムなプロポーションであり、この点からもたらされる美感の相違もある程度、類否判断に影響があるといえる。

### <結論>

・本件登録意匠と引用意匠の共通点は、格別特徴的な点ではないことから、重要視できないと判断した。

・差異点のうち（イ）『正面とその両側縁部』、（ロ）『吐水口のレバー角度』、（ハ）『窓部の形状』及び（ト）『全体の縦：横：奥行き比率』は、本件登録意匠の特徴を具体的に表しているものであり、とりわけ（イ）「正面とその両側縁部」、（ハ）『窓部形状』は顕著であって、両意匠は類似しないというほかないと判断した。

・結論として、両意匠は、意匠に係る物品が一致するが、その形態については、両意匠の一致点は、類否判断に大きな影響を及ぼすものではないのに対し、相違点は、全体的に観察した場合、類否判断に及ぼす影響が大きいので、両意匠は類似するということとはできないとしている。

## 9. コメント

### （1）公知意匠の参酌について

特に、具体的な例示はないが、類否判断における共通点の評価において、「略直方体形状の浄水器を制作する際に」、「浄水器であるから当然に」、「浄水器の分

野においては（中略）普通に行われている」等、浄水器の分野において普通に行われている製作活動や公知の意匠を想定した判断がされている。

### （2）使用者の視点について

類否判断の主体として、「浄水器の使用者」という語を用い、実際に使用者が浄水器を使用する際に注目する部分を想定して、一致点・差異点をひとつひとつ、丁寧に評価している案件である。

### （3）類否判断における「使用状態の評価」について

類否判断において、相違点が顕著とされた差異点（イ）「正面とその両側縁部」については、「浄水器の使用者が必ず目にする浄水器の正面部」と、（ハ）「窓部」については、「浄水器を使用する際には、内容物の残量を確認してから浄水器を使用するものである」と使用状態を想定した評価がされている。

また、類否判断への影響が一定程度あるとされた差異点（ロ）「吐水口のレバー角度」についても、使用時にはレバーの位置を確認して使用するとし、使用状態を想定した評価がされた。

### （4）類否判断における「創作」の観点について

類否判断において、差異点（二）「窓部の目盛り」（ホ）「本体上下の縁部、横分割線」（ヘ）「下面部」について、「付随的な創作」とであると評価し、かつ差異点（イ）「正面及び両側縁部」について、引用意匠はその「創作に当たっては、単なる『面取り』とは異なる観点から（中略）造形を行った」と評価するなど、一部意匠の創作という観点からの判断もされている。

本審決では、上述のように一部に「意匠の創作」や「造形」といった観点から差異点の評価がされているが、全体の流れとしての類否判断の主体はあくまでも需要者である「浄水器の使用者」が想定されており、判断主体を「創作者」とするものではない。

（5）本審決では、主に、需要者が物品（浄水器）を使用する際に自然に目にする部位や、特に着目する部位についての差異を大きく評価している。

実務上、細かな点について細かく観察した結果の差異を主張しても、全体として観察した場合、類似しているとの判断がされるケースも多いが、日用品など実際の需要者や使用場面が具体的に想起できる物品の場合、①需要者を限定し②需要者が使用又は購入する際に自然に目にする点や③特に着目する点について、細かく分析し差異を主張することは、有効と思われる。

（以上 作成 池田 恭子）

【9. 双眼鏡事件（不服 2010-665）】

	本件登録意匠 斜視図 平面図 底面図 背面図 右側面図	引用意匠 斜視図 平面図 底面図 右側面図	公知意匠の参酌	注意を引く部分
共通点	A	全体の構成について、接眼レンズ側よりも対物レンズ側を径大とする2つの鏡筒をブリッジ状に2か所連結し、その2つの連結部を結ぶ中心軸を排し、中央部が大きく開けられている構成としている。	○	×
	B	鏡筒について、底面側には親指を載せる変型丸形の凹状陥没部を、左右側面の接眼レンズ寄りには吊り紐取り付け部を設け、縁のある接眼レンズ部が鏡筒本体から伸び出る態様としている。	○	×
	C	連結部について、①ヒンジ構造とし、接眼レンズ寄りのヒンジ部には円筒形状の調整ノブを、反対側のヒンジ部の前方には中心にドーム状小円凸部を有している。 ②2か所の連結部は、左右の鏡筒との接合部において、鏡筒上に、一方の接合部から他方の接合部へと延伸し、一体となる連結枠を形成している。	○	×
差異点	a	鏡筒：平面視において、本願意匠は接眼レンズ側から対物レンズ側に向かい、概ね直線上に広がっている。	中央付近まで広がった後は、ほぼ同径を保った態様としている。	△
	b	鏡筒本体の接眼レンズ側：平面視で内側を接眼レンズの縁部に接する態様とし、外側に向かって斜めに曲線で削り、外側端部を接眼レンズとは離れた位置に構成している。	接眼レンズの縁と平行としている。	△
	c	①ヒンジ部：平面視で中心側を太く、全体的に曲線的な構成としている。	① 左右の鏡筒から同じ幅で直線的に構成している。	○
		②対物レンズ側のドーム状小円凸部について、本願意匠は弾丸状に膨出し、ヒンジも弾丸状膨出部と一体となった曲線状の構成としている。	② 扁平円筒状とし、フラットな面のヒンジ部中心軸上に突出状に配した態様となっている。	○
	d	連結部をつなぐ連結枠：凸湾曲した細幅の枠としている。	広幅の面構成としている。	○
e	鏡筒の底面側に設けられた親指用の凹状陥没部：浅く形成し、その周囲に一定の面積のわずかに凹陷させたグリップ部を設けている。	深く形成し、凹状陥没部の接眼レンズ側から対物レンズ側の鏡筒先端に至る稜線による面の切替え部を設けている。	△	

1. 審決等の種別：拒絶査定不服審判
2. 審決日：平成 22 年 7 月 13 日
3. 事件番号：不服 2010-665
4. 意匠に係る物品：双眼鏡
5. 結論：原査定を取り消す。本願の意匠は登録すべきものとする（類似しない）
6. 人的基準：需要者
7. 公知意匠：あり
8. 審決等の要約

＜共通点の評価＞

この種の双眼鏡の分野において、従来から見受けられる態様であり、連結部を結ぶ中心軸を排し、中央部を開放した構造とした点も、各種存在する双眼鏡の構

造のうちの1つのタイプを示すに過ぎないものであり、両意匠のみに格別新規な態様ということはできず、それらの点のみをもって両意匠の類否判断を左右する共通点ということとはできない。

＜差異点の評価＞

・差異点cにおけるヒンジ部を含む連結部や、差異点dにおける連結枠の態様における差異は、両意匠に異なる視覚的効果を生じさせており、通常視認されることが多い、両意匠を斜め上方から観察した場合の印象を大きく決定付けるものといえ、看者の注意を強く惹くもので、その差異は、両意匠の類否判断に重大な影響を与えるものといえる。

・その他の差異点a, b, eについては、それらのみ

ではいずれも両意匠の類否判断に与える影響は小さいが、上記差異点 c 及び d に係る態様と相俟って、意匠の類否判断に影響を与えるものであるから、これらの差異点に係る態様が相乗して生じる視覚的な効果は、両意匠の類否判断を左右するに十分のものである。

<結論>

両意匠は、意匠に係る物品が一致するものであるが、その形態において、差異点が共通点を凌駕し、意匠全体として看者に異なる美感を起こさせるものであるから、類似しないものである。

9. コメント

(1) 全体について

本審決は、最初に共通点を認定し、次に相違点を認定している。また、これらの認定した共通点、差異点について、引用意匠（公知意匠等）との比較から注意を引くものであるか、それらの部位が物品の用途、機能等に基づき観察されやすい部分であるか否かを総合判断しているという点において、特許庁審査基準に沿っていると考えられる。

(2) 個別について

(ア) 対比観察した場合に注意を引く部分か否か認定及び評価について：①意匠に係る物品が選択・購入される際に見えやすい部位か否かという点でいえば、双眼鏡を商品として展示する際には、鏡筒が下になる態様で載置されるのが通常であり、特に需要者が双眼鏡を購入する際には、その載置された双眼鏡を斜め上方から視認する点に着目した点は興味深い。②需要者が関心を持って観察する部位か否かという点では、特に言及は無いものの、双眼鏡としての使用状態を鑑みた場合には、c のヒンジ機構や d の連結枠は看者の注意を惹くことには変わらない。

(イ) その他の差異点 a, b, e については、「上記差異点 c 及び d に係る態様と相俟って、意匠の類否判断に影響を与えるものである」とあるが、特に b の鏡筒本体の接眼レンズ側や、e の鏡筒の底面側に設けられた親指用の凹状陥没部は、何れも c, d とは形態上離れているものと見ることもでき、これらが互いに相乗して生じる視覚的な効果の有無については判然としない。

(以上 作成 安彦 元)

(原稿受領 2012. 6. 15)

日本弁理士会の  
『特許等出願援助制度』をご活用ください

～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

JPAA  
Information

**特許出願等援助制度とは？**

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されことなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

**援助対象者は？**

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

**援助の費用は？**

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

**援助の条件は？**

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

**利用の流れ**

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら  
弁理士の設定

↓

契約

↓

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

検索